

令和7年度 新居浜市雇用対策協定に基づく事業計画

新居浜市及び新居浜公共職業安定所（ハローワーク）は、平成30年10月1日付で締結した「新居浜市雇用対策協定」に基づき、「企業の人材確保と定着」「人材確保等のための働きやすい企業への変革（働き方改革）」を推進するため、令和7年度は協力して次の事業等を実施する。

I 協定に基づき共同・連携して行うもの

○企業の人材確保と定着

雇用失業情勢の改善が進む一方、企業の人材不足が深刻化しており、求職者との効果的なマッチングが図れるよう、市がものづくり産業を中心とした企業訪問等により就職情報等を調査集約し、ハローワークへ提供することで情報の共有を図るほか、事業所見学会を開催することにより人材確保に取り組む。

具体的な取組

1 事業所見学会の開催

ハローワークの求職者を中心に参加者を募り、事業所見学会を開催する。

2 企業訪問等による就職情報の収集

ものづくり産業を中心に採用計画や雇用状況等の調査、求人票に記載されない事業所情報等を把握する。

3 市・ハローワークとの情報交換

企業と求職者との効果的なマッチングを行うため、収集した就職情報等を集約し、情報交換等を行う。

4 関係機関との連携

新居浜工業高等専門学校と情報共有を図り、Uターン等による就職希望者や再就職希望者に対し、企業紹介等を行う。

5 セミナーの開催

求職者向けセミナー

事業主向けセミナー

○人材確保等のための働きやすい企業への変革（働き方改革）

企業等に対して、労働関係施策や中小企業支援メニューの活用提案、成功事例等を情報提供し、人材育成や生産性向上、働き方の見直し（働き方改革）等を進めることにより、「人材確保が図りやすい企業」になるように働きかける。

具体的な取組

1 働き方改革の広報等

働き方改革についての広報を行い、「求職者が集まりやすい企業」になるよう周知、情報提供等を行う。

2 人材確保が難しい企業への情報提供

市及びハローワークとの情報交換等で得られた情報により、人材確保が難しい企業に対して、雇用条件、勤務状況、福利厚生等について人材確保が図られた企業事例や国・市の制度（補助金・融資）の情報提供等を行う。

II 情報交換等により効果的に行うもの

○企業の人材確保と定着

具体的な取組

1 市が行うもの

- ・ UIJ ターン求職者向け合同企業説明会の開催
- ・ 高校生向け合同企業説明会の開催
- ・ インターンシップ実施への支援（中小企業インターンシップ支援事業）
- ・ ゲンバ男子・ゲンバ女子、ものづくりブランド等の情報発信によるイメージアップ
- ・ 住居手当等を支給する場合の支援（中小企業住宅環境支援事業）

2 ハローワークが行うもの

- ・ U I J ターン合同企業説明会参加企業に関する求人の受理及び情報提供
求職者への周知
- ・ 高校生向け合同企業説明会参加企業に関する求人の受理及び情報提供
管内高等学校への周知
- ・ インターンシップ受入れ可能事業所の把握
管内高等学校への周知
- ・ 管内企業に対する雇用管理改善及び人材確保支援

○人材確保等のための働きやすい企業への変革（働き方改革）

具体的な取組

1 市が行うもの

- ・従業員が働きやすい環境改善への支援（労働環境改善事業）
- ・生産性向上のための支援（生産性向上機器導入事業）
- ・女性活躍等推進事業所の認証
- ・有給休暇の取得促進の周知・広報
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発
- ・働き方改革推進企業の認定（企業魅力発信事業）

2 ハローワークが行うもの

- ・若者の採用・育成に積極的な中小企業を若者雇用促進法に基づき「ユースエール認定企業」として認定する制度の周知。
- ・改正育児・介護休業法や育児休業給付金等の経済的な支援策の周知
- ・仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりを支援する「両立支援等助成金」の周知
- ・「くるみん」「プラチナくるみん」認定制度やくるみん認定取得の前段階である「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」認定の周知
- ・「女性活躍推進法」及び「えるぼし」認定制度の周知
- ・「ユースエール」「えるぼし」「くるみん」「プラチナくるみん」「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」認定を受けている場合は、その旨を求人票に記載できることを周知
- ・雇用管理改善や人材確保、企業内での人材育成等を支援する各種助成金の周知
- ・同一労働同一賃金の実現をはじめとした非正規雇用労働者に係る待遇改善の支援
- ・生産性向上及び賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」の周知